

第 30 号議案

足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 16 年 2 月 23 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

足立区道路占用料等徴収条例（昭和 28 年足立区条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

別表法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中「3,810」を「4,570」に、「5,950」を「7,140」に、「8,070」を「9,680」に、「2,170」を「2,600」に、「3,500」を「4,200」に、「4,830」を「5,790」に、「300」を「360」に、「40」を「48」に、「20」を「24」に、「3,000」を「3,600」に、「2,000」を「2,400」に、「6,200」を「7,440」に、「2万300」を「1万7,700」に、「5,470」を「6,560」に改め、同表法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の項中「200」を「240」に、「300」を「360」に、「400」を「480」に、「820」を「980」に、「2,000」を「2,400」に、「4,000」を「4,800」に改め、同表法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる施設の項中「4,200」を「5,040」に改め、同表法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設の項中「5,470」を「6,560」に改め、同表法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設の項中「1万700」を「1万1,800」に、「6,760」を「5,890」に、「4,760」を「5,710」に改め、同表法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設の項中「190」を

「170」に、「2万300」を「1万7,700」に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「2万300」を「1万7,700」に、「5,000」を「6,000」に、「190」を「170」に、「2万300」を「1万7,700」に、「20万3,200」を「17万7,000」に、「10万1,600」を「8万8,500」に改め、同表令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料置場の項中「7,560」を「9,070」に、「2,420」を「2,900」に、「1万6,400」を「1万7,700」に改め、同表令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる仮設収容施設の項中「5,470」を「6,560」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の足立区道路占用料等徴収条例第3条第1項の規定により独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定により解散した日本鉄道建設公団に対してなされた占用料の減免については、この条例による改正後の足立区道路占用料等徴収条例第3条第1項の規定により独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対してなされた占用料の減免とみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

負担の適正化を図るため、道路占用料を改定するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。